

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談(4-14)

2. 日時

令和3年5月7日(金) 13時30分～15時30分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、有田安全審査官、

田邊専門職、内海専門職、吉村技術参与

専門検査部門

早川上席専門検査官

原子燃料工業株式会社

品質・安全管理室長

熊取事業所 所長 他11名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

資料1：熊取事業所第4次設工認(5回目補正) コメント対応、6回目補正への対応整理表(R3/5/7)

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。それでは規制庁タナベでございます。それではただいまより本日の面談を開始いたします。
0:00:08	本日の内容は、令和2年8月27日付熊原第20-022号をもって申請があった原子燃料工業株式会社熊取事業所の加工施設の変更に関する設工認申請の第4次申請について、
0:00:27	令和3年5月6日付熊原第21-014号の補正申請及びこれまでの面談で連絡した事実確認事項の回答資料をもとに、事実確認を行うものでございます、
0:00:42	それではですね、まず事業者からの資料に基づきですね何か補足の説明ございましたら説明をお願いいたします。
0:00:52	原子燃料工業フジワラでございます。本日ですね出させていただいた資料とはですね申請書とあと4月26日にですね前回の補正申請書に対する
0:01:09	コメントを御確認事項がございまして、その回答資料になります。この回答につきましてはコメントとあとその補正箇所ですね、あと水平展開箇所を明示したものでございまして、これに基づいて補正をしているという
0:01:29	状況でございます。以上です。
0:01:35	はい規制庁タナベですご説明ありがとうございます。そうしましたら、いただいた資料等補正申請をもとに規制庁からの確認事項ございましたら確認をお願いいたします。
0:01:54	原子力規制庁ナガイです。では最初に
0:02:00	あとですね耐震関係設備の耐震関係で確認したいと思います。ヨシムラのほうから確認します。
0:02:12	原子力規制庁の吉村です。
0:02:16	そうですね前回、
0:02:19	コメントを出させていただいて、今回回答いただきました。
0:02:26	ちょっと耐震関係は11-1から11-4、
0:02:32	になりますが、この中でちょっと少し確認させていただきたいのは、11-4、
0:02:44	以上です。
0:02:45	11-4はいわゆるアンカーボルトの主要材料これだけ
0:02:54	材料を特定しているというのではなくて、いわゆる一般的な構造材の代表的な
0:03:02	強度を担保するという
0:03:05	一般の基準強度以上のものを担保するという記載になってる箇所か、特にアンカーボルトを中心にあるわけですけど、当庫例がどういう意図で、
0:03:21	記載しているかということ。
0:03:25	あとそれが

0:03:28	設計でどうやってどういうふうにやってるかということで、
0:03:35	今回ちょっと回答いただいている内容をもうちょっと見させていただきますと、
0:03:43	アンカーボルトで特に対象になってるのは、後々施工のアンカーボルト、
0:03:51	だと思います。これが基本的なそのあと施工アンカーボルトの評価の考え方については基本設計方針書のほうに書かれている。
0:04:02	内容もちょうと今確認しましたので、それと大体同じような
0:04:08	方法で設計されていると、今回の耐震設計しようがないんで計算書がないんだよね、細かいところ確認できませんが、
0:04:18	実際の流れとして、今回、
0:04:22	評価の方針、それから、実際の参考例ですか、参考例が、
0:04:30	そこをつけていただいているようなので、ちょっとこれは
0:04:34	ちょっと詳細この後、確認はしますが、
0:04:39	考え方として
0:04:42	この考え方は一通り理解しました。
0:04:45	ただですねちょっと
0:04:48	この件に関して、
0:04:50	どこの回答でちょっと含まれてないのか、ちょっと私が意図した部分とちょっと違う。
0:04:58	がちょうと抜けている部分がありますのでちょっとそれ点について、
0:05:05	1点ちょっと。
0:05:06	それから、私のコメントした趣旨の一つとしては、
0:05:17	いわゆるこれ具体的な材料が指定されてなくて基準共同をだけある特定の材料を、
0:05:25	をベースに今それ以上のものですよという、記載になってるので。これがどういう意図で
0:05:34	どういう、どういう理由でこういった
0:05:39	設計方針になっているのかというのがちょっとわからなかったんで、その辺のちょっと回答がこの中にはちょっと入っていないような気がします。それと、
0:05:50	おそらく
0:05:53	材料が特定できてなかったんじゃないかなというふうに言いますと、想定はしますけど、そういう状態において、ここで今回の申請で示されている。
0:06:05	これ非常に代表的な材料の基準強度を満足すればいいという
0:06:13	前提で今回はそういったものに対して申請してますが、
0:06:18	この材料を、
0:06:21	この材料基準強度を

0:06:26	基準にしたという基準にしたという。
0:06:29	理由をちょっと説明していたの中でのPRA資料のほうで、後日回答の説明資料のほうで結構ですが、なぜこの材料が、
0:06:41	特定
0:06:43	したのかと。
0:06:44	で、この材料の基準強度以上であればいいという、その全体があると思います。例えばざっと材料については、一般的には告示
0:06:57	その辺のところいろんな材料も基準強度出てますので、そういったものを見れば今回使われてる基準強度がかなり保守的であるということはわかりますが、そういったものを前提2次。
0:07:13	この交通事情であればいいというふうに判断されてるのか、その辺のちょっと図、この材料等基準強度を選定した理由について、
0:07:22	補足していただきたいと思います。例えばの実際について、
0:07:28	ステンレス臨まちょっと材すみませんが、ステンレスけどアンカーボルトとか、そういう材料のQ値だったの基準強度がこれより小さい値になりますんで、当然ある前提に基づいてこの値を満足すればいいというふうに
0:07:43	今回設計ですので多分決めたと思いますのでその決めた根拠というものを、そういった告知の数字とかそれとも利用と申しても結構ですので、もうちょっと説明していただきたいと思います。
0:07:57	それがちょっとこの件に関してちょっと追加の確認です。
0:08:01	それともう1件1件ですね
0:08:06	これをちょっと見ていたのか確認していて気が付いた点でも言ってあったのでお伝えしますがこれ今ここの回答は、あと施工アンカーボルトを
0:08:18	に関する一応
0:08:21	回答になってますが、
0:08:24	もう1点ですねこれ同じ、例えばちょっとページで言いますと仕様表でいくと
0:08:31	386 ページというところにペレット変遷挿入機ナンバーワンの
0:08:38	波対細分っていう
0:08:41	仕様表載ってますが、その仕様表見ますと、
0:08:46	アンカーボルト以外の例えばロボット部分なんかの取付ボルトについても、
0:08:55	このアンカーボルトとおんなじような取り扱いである特定の
0:09:01	代表的な構造材の基準値以上であればいいというような記載があるんですが、
0:09:09	それはどういう、これと同じ、どういう理由で
0:09:15	機器の取付ボルトがそういう扱いになってるのか。

0:09:18	このアンカーボルトと同じ理由なのか、ちょっとあわせて確認した上で、
0:09:26	説明をお願いしたいと思います。
0:09:30	ちょっと長くなりました確認 2 点あったんですが、それについて後日書面で回答をお願いしたいと思います。
0:09:39	ちょっと確認があれば連絡してください。
0:09:45	原燃工のオノでございます。ただいま御質問の点は、後日書面で回答させていただきますと、あと 1 点だけあらかじめ若干ご説明しておきますと、告示というふうなレジンを足されておりましたけども、最も一般的に使われてる材料ということで、この材料を選定しているというところでございます。そこもあわせて説明のほうで回答させていただきます。以上です。
0:10:05	ヨシムラです。よろしくお願いいたします。
0:10:14	耐震関係位置私の方から以上です。はい。原子力規制庁ナガイです。引き続きまして、事実確認をしたいと思っておりますので、私のほうからは、まず、大きく分けて、今回
0:10:34	資料として配付しています H21016 ですね。熊取事業所第 4 次設工認の第 5 回目補正のコメント対応、それから 6 回目の補正の対応整理表、
0:10:48	4 月 26 日のコメントに対する回答とその補正箇所のを示した資料になりますので、ここで幾つか確認なんですが、基本的には新たな情報という今再確認を含めて幾つか確認します。それに引き続き、そのあとですね。
0:11:07	今回第 6 回目の補正ということで、工事也大分一通り
0:11:18	新規制基準の適合状況も社内のほうで確認されていますので、工事の計画についての幾つか確認したいと思います。最初にどう。
0:11:34	この資料のほうの回答の 11-1 なんですけど、これは 11-1 の回答というよりもちょっと許可との関係での整理の仕方をもう一度確認しておきたいんですが、
0:11:49	ですね。
0:11:51	共感これ代行廃棄物貯蔵棟のその設計基準として許可の 41 許可申請書の 41 ページに
0:12:03	安全機能を有する施設の基本的な仕様が記載されているんですが、この中の耐震重要度分類でこれ第 5 廃棄物貯蔵棟なんですけど、耐震重要度分類のところは、
0:12:19	あの中で、
0:12:22	注 1 という形ですね、金属用金属製容器は耐震重要度分類一類相当の転倒防止策を講じるっていうのが、その許可の設計方針として、
0:12:39	記載されていますので、これに対して、今回の第 5 廃棄物等の等をしていると。

0:12:50	仕様としてこれを受けた設計ってどこにどういうふうに書いているのかって言うのを確認したいと思うんですけども、
0:13:01	これについては後日書面で回答をするようにしてください。
0:13:08	それから進んで、その次にですね少し飛ぶんですけども、
0:13:16	いや、今の点について何かこの場で回答できれば説明のほうをお願いします。
0:13:26	原子燃料工業フジワラでございます。まずこの今のドラム缶のお話、廃棄物をドラム缶等のお話でございますが、これはですねもともとドラム缶の保管とかですね。
0:13:43	配置、これ耐震というよりもですね
0:13:49	被ばく評価ですね、都市事業所外への被ばく評価の観点で、転倒の防止策を講じるということで検討するとですねふたがあいたりして中に漏えいすると。だからあくまでも耐震いんではなく、そういう被爆評価というところでございますので、
0:14:09	この今おっしゃられました事業許可のところでもですね、注書きとして欄外に書いていると被ばく評価でございますので、これはその他の設計要求事項ということで、
0:14:25	管理といたしましては
0:14:29	99-F5 という設計番号付けておまして、例えば申請書で起きますと、
0:14:38	
0:14:40	技術基準の適合のところでも 1143 ページに詳細は記載しておりますが、べしと書いた上で仕様書の方も、その他のところにさらに簡単に記載しているというところがございます。以上です。
0:15:03	規制庁ナガイです。すいません仕様表はあれですかね、建物の
0:15:12	仕様表になりますか。
0:15:15	原子燃料工業フジワラですね、これとすいません。たった建物ではなくてですね廃棄物を区画になりまして、609 ページですね、在庫排気この申請書では低と第 5 廃棄物貯蔵棟の
0:15:32	保管区域ということで 609 ページに書いております。
0:15:39	原子力規制庁ナガイですのでそのその他のところですね、評価で求める資料の 99 記号がここに反映してるってということで、
0:15:53	よろしいですか。
0:15:55	原子燃料工業のフジワラでございます。はい、耐震ではなくてあくまでも被ばく評価でございますので、その他の許可の、こちらに記載しております。わかりました。基本的な考え方は許可の範囲はわかりましたのでこの後、

0:16:12	申請書類多分見てるとは思いますけど、こちらのほうでも再確認したいと思います。次に行きたいと思います。次がですね、
0:16:25	どうぞ。ちょっと飛ぶんですけど、11-16の
0:16:29	回答になるんですが、
0:16:32	11-16の階層ですね、今回第6回目の補正ということで、かなり回数が増えてしまって、事業者の前の4月26日の面談で事業者のもう一度よく確認してくださいということで、
0:16:53	連絡したところですね、やっぱり何ヶ所かこう不整合とかあるということで、今回6回目の補正で全部反映したということなんだと思いますけれども、これのような体制で確認し再確認して、
0:17:10	今回の幾つか不整合が見つかったんですけど、どういうその、
0:17:17	チェックですね見つかったのかっていうようなものを点ですね細かい点は必要ないですけども、結局前回までもその点を説明してください。前回までも、
0:17:32	何か担当者が見ついたらつくりっ放しとか、そういうことではないようにしてよくもちろんそう作る方のご理解もRCそれからチェックもあるし、それからですね、火災区域等通路。
0:17:47	管理区域の整合性とかですね、あとは溢水であるとか閉じ込めとかいろんな要求事項に対して、全体としてどういうふうに調整したのかということの説明をしていただきたいと思います。
0:18:05	特に設計とか工事に係るその設計部門の責任者については、その申請内容が技術基準ですね、
0:18:16	具体的には許可の方針としてシマした建築基準法等の関係法令や、今の設計指針のようなものを、そういうものへの適合性をどのように確認しているのかということについてですね。
0:18:32	添付書類の3の表、これ1213ページにその設計及び工事の計画に係るそのプロセスの実績とその計画とあるんですがその中の特に設定のプロセス。
0:18:48	の実績にTを用いてですね、ちょっと簡単に説明していただけますでしょうか。
0:18:56	はい。
0:19:02	原子燃料工業ワラタニでございますが、こちらですね
0:19:08	確認することですね少なからず、修正後の箇所が出てるところではちょっと大変ご迷惑おかけしております。まずですね、今回、どういうプロセスでチェックしたかということですけども、普段はですねと。
0:19:26	ここにも回答のところにも書いておりましたけれども、この部位できちっと守りますというふうな図示があやふやなままですね、各自が判断をしていくとまって火災の担当者溢水の担当者がというところで、どうしてもその揺らぎが出てしまっただけということになってしまっているということですので、

0:19:46	今回は階段ですね複雑な構造の階段含めましてすべて断面図等を起こして、ここでちゃんと防護するんですよという、その防護ラインですね、それをきちっと明示した上で、単独で一人一人で行うのではなくって、みんなで集まって、
0:20:04	判例の記載等も含めまして判例を記載していたからこれは二重丸、これは0というふうの一つ一つ詰めていきまして、申請させていただいております。そちらが今回の申請の中ですね。
0:20:20	確認したというところでございます。あと設計のプロセスですけども、
0:20:28	はい。
0:20:30	少々お待ちください。
0:20:32	はい。
0:20:34	はい。
0:20:36	すいません原燃エイケノでございます。まず最初にご指摘いただきました申請書ですね、添付書類の3で設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業許可への適用性に関する説明書と。
0:20:52	いう部分で設計は品質プロセス書いてございますけれど、当初1213ページのところで設工認申請というステップがございます。その中で、設工認は
0:21:08	当事業所内の設備管理部と環境安全部というところで各安全機能分担して設計いたしまして、申請書の形に仕上げていくんですけども、その設工認申請書の形ができ上がった時点で、
0:21:26	3種類のレビューを行います。すなわち作成者みずから行う専門レビュー、それから副所長は選定したチームにより行う一般レビュー
0:21:38	三つ目が品質安全管理室長責任者としたチームにより行う俯瞰的レベルという三つでございます。
0:21:48	この三つのレビューを行う中で、例えばですねタクマが主に建物関係で例えば建物関係のチェックの場合ですと、建築基準法に関する技術基準等との整合性を確認するわけですけども、
0:22:06	それは一つ目の作成者による専門チェックという中で、下位文書との整合性という確認をいたします。その中で問題等ありましたら、このチェックでスクリーニングをかけるという形になってございます。
0:22:24	品質プロセスとしては以上でございます。
0:22:30	はい、原子力規制庁ナガイです。わかりました。今先生、いまだの1003部私のほうから1213ページということで設工認の申請プロセスで確認しましたけどここに至るまでには当然設計要求事項であるとか、
0:22:48	それぞれがまず決まっています、それへの適合確認しているということで、その前のページの1212ページ辺りからずっとプロセスが書いてありますけれども、そういう確認をですね、どの部門が責任を持ってやってるかっていうのは、

0:23:07	これも確認なんですけど 1217 ページとか 18 ページに今回のところで添付 3 別表 2 で今回の申請に係る建物とか設備機器の所管部が
0:23:23	記載されているんですが、これ、ここの部門で設計を担当してるということによろしいですか。
0:23:35	原燃エイケノでございます。先ほど設計は主に接する設備管理部環境安全部で行うというような言い方もしておりますが、同じくですね所管部門の設備を所管してる部門っていうのがございまして、
0:23:51	ちょっとそちらはどちらかといえば設計の主体というよりは、設備管理部と環境安全部が設計者結果みたいなものをレビューして設計報告書を承認するという関与の仕方をしております。
0:24:07	原子力規制庁ナガイです。わかりましたとそういう仮定でもそういうプロセスの中で今回幾つか見つかったのはさっきワラタニさんから説明あったように、全員が全員とか関係者が集まって、
0:24:23	やっぱりいろんな目を見て、単に一つ一つの安全機能というよりは、閉じ込めであるとか火災区域区画の機能を確認したっていうことで、全体が保証されたということで、
0:24:41	いう説明だったと理解しますので、要はこれまでもですね私のほうでも何回もお伝えしたんですけど、この申請書の品質保証するのは事業者自身ですので、
0:24:56	私のほうでも今日の面談終わってですね、最終確認を経て次のステップに進めていかなければならないんですけども、事業者の方でのまずきちんと技術基準の適合したもの、それからと申請書なり申請書の中で不整合がない。
0:25:16	が、それから段階分割申請してますので、先行申請との不整合等もですね、含めて、よく確認をしていただかないと、いつまでたってもわからないので、今日の面談を終えた後ですね最終チェックを
0:25:34	規定新たにまた不明だつてあれば確認したいと思いますけれども、一応そういうことで事業者のほうで全部チェックが終わったということで、よろしいですか、これは最終的にはこの申請書三種補修するなど、品質
0:25:51	安全品質保証部ですか。
0:25:54	イトウさんのところですかね、どこでどなたが。
0:25:58	全体として取りまとめているんでしょうか。そっから回答いただけますか。
0:26:04	はい。
0:26:06	はい、品質安全管理室イトウでございます。
0:26:09	そうですね。設工認申請書の審査につきましては熊取事業所のほうで、品質を担保していますので品質安全管理室はその品質管理の状況を確認しているという役割分担となっています。

0:26:27	従いまして熊取事業所、所長がですね最終的に申請書の審査をして社長の承認にするわけなんですけれども、その所長の文書審査の中でですね、それを受けて、
0:26:44	副所長以下担当部長が品質を担保確認しているという状況でございます。はい、ありがとうございました。今日は熊取事業所の所長さんいらっしゃってますか。
0:27:03	はい、出席してございます。 ちょっと確認状況だけできちんとしされてるかどうかという確認結果だけ報告説明いただけますか。はい、原子燃料工業の仕事でございます。
0:27:18	申請書につきましては全体の確認が終わった状況で状態で、私のほうで一般的なチェックをさせていただいているという形で関与しておりますので、そのあと社長に確認をしていただいて、
0:27:37	やっぱ申請を行っているというふうな感じがなっております。
0:27:43	はい、原子力規制庁長いですありがとうございます。そしたらですね、皆さんのいろいろよくチェックされてるということですので、2点ですねちょっと確認したいと思いますので、少し今回の回答の中で、
0:27:59	確認させていただきたい点がありまして11-11という。
0:28:07	番号の回答。
0:28:11	なんですけれども、
0:28:14	この回答ですね、今回幾つか
0:28:21	いろんな図面を引用してるということでさっき説明もあつたんですけど、この説明の中のページだとですね4ページ目に、次のページにて、真ん中あたりにですね。
0:28:36	画面のはちょっと増えてきましてですね、委員長の図面は建築図面の意匠図をベースに作成しているということなんですけど、この一章つっていうのは、どのような図面なんでしょうか、もしくは申請書に、
0:28:54	続いているものなんですかする社内の管理として、持っているものなのかちょっと説明していただけますか。
0:29:02	現勢力工業ワラタニでございます。特に今回第2加工棟に関しましてはですね、建設した当時というのは、
0:29:16	建設した完了の図面というのがございまして、そこからですね、内部で間仕切りを変えとか、そういうことがありますと、当然消防等ですね、感知器の変更届等を出すこととなりますので、
0:29:31	常にですね、最新の状況を反映したベース図というのを、図面の却データの管理の中で管理してございまして、まずそこからスタートして、今回新規制を受けて対策すべきものというものをそこへ付け加えて、

0:29:50	完了形としたものから、
0:29:52	すっかりオーケーとしたものをですね、ベースに各事象ごとの図面に
0:30:00	当てはめていって、その部分を今着色して、ここが溢水区画ですとか火災区画ですというふうに流用していってるということを記載してございます。以上です。
0:30:13	原子力規制庁ナガイです。わかりました。そうすると先ほどの御説明のあった方皆で集まってチェックしたと図面をもとに、それぞれの部門が見ていたということで、
0:30:29	申請書の中に、もしその図面が入っているなら、ちょっと何ページの図面っていうのがあるのかないのかわかんないですけど。
0:30:39	具体的に
0:30:41	教えて一体の説明していただけますか。
0:30:45	はい。
0:30:46	平成工業ワラタニでございます追表面ですけど構造物スプレーなものというの はですね、特段まずこれがプレーなものというふうな図面の計上してござ いませんけれども、
0:31:01	基本的にはですね、通販のギリシャ文字の1シリーズ、これがですね、
0:31:09	ベースになってございます。
0:31:12	原子力規制庁ナガイですから、ページ数でいくと、今、94ページからの位置 ず、ドイの位置図があるんですけど、これの番号が抜けたようなやつということ でよろしいですか。
0:31:28	はいそうでございます。わかりました。新規ずっとcupその安全機能のについ て、位置に対してどういう安全機能が求められるかっていうことを確認してるん ですけど。
0:31:44	この図面は先ほどいろいろ建築確認とか消防でアップデートしてっていうこと なんですけど、今回の設工認における工事ですね、の計画を全部反映したも の。
0:32:01	になって、いろんな図面がですね、この今、
0:32:07	94ページからずっと図面がですね、VSPの詳細図も含めると200、
0:32:18	前後までずっと詰めがあるんですけど、すべてこれをベースに変換している ということよろしいですか。特に禁止しているのは、チェックしたものが発行フ ルフルだったっていうか最新版最新バッテリーが今の現状というふうには、
0:32:35	工事の完成した後の3になっているかということですねそれからあの扉なんか も今回閉止をしたり、火災区域火災区画も変更して見たりしますので、そういう のはすべて沼津その意志を図二。

0:32:55	の方にも全部が反映してその共通した図面で確認されたということによろしいですか。
0:33:02	平成の工業ワラタニでございますおっしゃる通りでしてプレー望めまずしっかり作った上で、
0:33:11	ある事象ですねここもこういう扉にしようというふうになったときはですね、そのプレイの図面を変えて、他の事象の図面を反映しているという形でございますので、共通のプレイの図面がベースになってございます。以上です。はい。よくわかりましたのですね1ヶ所だけ。
0:33:29	ちょっと確認具体的に確認させていただきたいんですけど、98 ページに、
0:33:39	イトウ
0:33:41	これは二階のV1 図の平面図が二階の平面図がありますでこの真ん中ですね第1次、これあんまり部屋の名前言わないほうがいいのかな。うち壁の2-12 といううち壁がありまして、
0:33:59	そこに扉もついてたりします。実はここが一種管理区域と2種管理区域の境界になってまして、さらにですね、なってますんで。
0:34:14	これをずっと確認していた時にですね、この例で確認する打ったときに、
0:34:25	今のその火災区画であるとか、溢水であるとか、ええと。
0:34:34	は、
0:34:35	溢水ですね溢水防護区画カサイ区画とそれから管理区域の図ですね、この辺は不整合がないことは確認できたんですけど、今度その他の加工施設で、例えばここで火災が起きたときにどのような安全避難通路の観点で、
0:34:54	どういうふうここに運用されていて、避難する経路になっているかっていうのを具体的に説明していただけますでしょうか。
0:35:09	原子燃料工業ワラタニでございます。SOPレンズというのはですね、扉があればここに扉がありますという形で開閉したような絵で書いてございますけれども、当然管理区域境界になってございますところではですね。施錠された状態で封水もされていると。
0:35:28	ということで、あの扉がありますということをごへということですね扉をあげしめてそちらから避難できますが、ちょっと
0:35:37	表現が違いまして、現状そちらは施錠されておりますので避難経路のほうにはなっていないという形になってございます。以上です。
0:35:52	原子力規制庁の永井です。すいませんその状況はウエット図面の中の7ページの図面で具体的に今の場所だけで結構ですけど。
0:36:03	あと非常用照明であるとか、
0:36:07	安全避難通路は、

0:36:10	どういうふうの設定されているのかっていうのを具体的に説明していただけますか。
0:36:18	少々お待ちください。
0:36:21	はい。
0:36:24	はい。
0:36:27	原子燃料工業のイノウエがごいます。692 ページ。
0:36:32	の何かこう釣り荷 1 位置 3 台が 5 時人月ハイツ図二会。
0:36:39	というものでございます。当該の壁のところは■■■■■、すいません。
0:36:47	今のマスクングです。部屋の方に避難を図面上下向きの矢印の扉を通して、そのあと、
0:37:00	図面上右に向かって逃げる避難するということでございます。そのあと
0:37:09	はい。
0:37:11	過去との壁沿いに南に沿って階段逃げる、もしくは、その反対方向の扉を開けて逃げる、ここも非常用、避難つ非常口ということでそっちのほうに逃げると。
0:37:27	いうことで考えてございます。以上でございます。
0:37:34	原子力規制庁の永井です。わかりました。思うい 692 ページの
0:37:41	緊急設備の配置図、との関連ですなそういうことでもさっきの火災区画の設定と合わせてですね、何だろう、消防法なり建築基準法ですかカサイか。
0:37:58	やはり障防法のこの警戒区域この図二はないですけど、計測警戒区域の設定であるとかには何かの変更があったりとか、もしくは消防の指導があって、
0:38:13	あったとかっていうことがもしあればちょっとどういう状況か説明していただけますか。
0:38:19	原子燃料工業の井上でございます。障防法には査察とかで立ち入りを受けておりますけれど、変更とかの指摘とか、この点につきましてはございません。以上でございます。年収規制庁ナガイです。残りました。
0:38:35	時ドクターのここを火災区画にしたということで、何かいわゆる炉規制法上の火災の区画の等価時間耐火時間の設定ときちんと壁を今回
0:38:50	耐火カサイを確認してますけど、そういうことで、いろんな関連するものがありますので、社内のほうでも当然今これまで説明の中で見ていると思います。確認していると思いますけれども、
0:39:06	そういう観点からもですね、不整合がないからよく確認して今回もうすでにいろいろ報告していただけてますけれども、再確認をするようにしてください。
0:39:24	承知いたしました。原子燃料工業ワラタニで承知しました。で、原子力規制庁名前で図で今のような確認をした結果がですね、添付の説明書で今回もこれもかなり修正が入っているんですけども、

0:39:41	添付の説明書ですね、ページ数がちょっと今出てくる。2の表の1-3-1ということで、ページⅡが979ページから
0:39:59	各第2加工棟の各部位が有する安全機能でこれ44分の1ページから44分の4ページまでずっと各部位先ほどの位置図と全部照合されたということで、
0:40:15	いろいろいくつかですね、これ修正が今回もまだ入りましたので、その中で一番最後の1000飛んで22ページに44分の44という。
0:40:33	図面があって、これも4月26日に幾つか確認したんですが、12、12条のところの溢水の確認というか、関連図面のほうで、今回の補正で、
0:40:48	図は2-1-5-7で、第2加工棟の管理区域区分の図面が溢水の中で溢水のその関連図面として登場してるんですけど。
0:41:04	これはどういう理由からなんでしょうか。内部火災についても、同じく管理区域の区分図であるとか、が追加されてるんですが、どういうその間ことを意図して、ここに記載して、
0:41:21	どういう確認をしているのかっていうのを説明していただけますか。
0:41:27	原子燃料工業フジワラでございます。まずこの表のですね外的な事象、すいません事象ごとで書いております。地震竜巻等のですね外的な事象とですね、あと
0:41:42	内部溢水とかですね内部火災、こういったものが内的な事象がございます。こういったものは閉じ込めも含めてですね、管理区域の区分というのがまずベースにあってですね、そこから一種から2週に、
0:42:01	水を漏らさないとかですねそういったものがあります。従いましてですね、今回追加したのはですね、基本は溢水の示した図でここに書いております。例えば図二のハ-2-1-1-40。
0:42:19	6から53が溢水を示してるんですが、そのベースになるのが管理区域の区分ということで区分の図でございますので、今回溢水と内部火災ですね、こちらには追加しております。
0:42:35	内部火災につきましてはですね、さらにその区画区域もですねと関係しますので、今回さらに追加で示したという次第でございます。以上です。
0:42:51	はい、原子力規制庁ナガイです。そういうことでここにちょうど先ほどからですね確認している関連図面をいろいろその不整合がないかということで、皆さんのほうで確認してこれに限らずなんですけど今フジワラさんの方からご説明があった。
0:43:10	通りですね、相互に関連する安全機能で沢山ありますので、これまでですね何かこう、カサイについて指摘すると、御火災のとこだけ変わってきて閉じ込めをそのままなったりとか、

0:43:27	色々なあ高うことを私のほうでもずっと回答見ててずっと感じていたとこなんです すが、今回先ほどから所長さんとかですね品質管理の部門それ価格。
0:43:42	の設備管理の部門設定の部門が、全体を通して調整されたということで、これ でもう間違いがないということで、社内のほうできちんと確認されているという 状況であればですね、私のほうでも、そういう形で、
0:44:00	幾つか代表例を見るか見た上でですね、最終的な判断をしていきたいと思 います。これは昨年の9月30日と審査の進め方それも踏まえてですね、進めて いきたいと思しますので、
0:44:16	新たな不明な点あればまた面談等で確認したいと思えますけれども、今現 状、そういうご回答いただいたということで、
0:44:29	審査の参考にさせていただきたいと思えます。
0:44:32	以上ですね一つ目のケアのこの回答については以上になりますんで、簡単 で結構ですけど今のやりとりについては、書面でですね、回答いただければと 思います。
0:44:49	それから続きますですね、一通り設計が終わると今度その工事を、これ設工 認は、設計及び工事の計画が技術基準に適合することを
0:45:04	確認。
0:45:06	するということが法令要求になってますので、その工事の計画について確認を 進めていたところですね、いくつかの不明な点がありましたので、お伝えしま す。
0:45:19	これは核子の皆さんの工事の計画は、設備施設Ⅱ、区分といいますかね申請 に係る加工施設であるとか、核燃料物質の貯蔵施設であるとか放射線管理施 設、その他、
0:45:35	各施設区分ごとに工事の計画が記載されています。ページで言うと、334 ペー ジとか 580 ページ、627 ページ、667 ページ、721 ページ。
0:45:51	このほかにもあるかもしれません。基本的に各施設区分ごとにですね、建物 構築物設備機器の工事の計画が記載されています。その記載は各項目の 5 ポツの工事の方法の
0:46:08	(1)で工事上の注意事項の
0:46:12	aポツの一般事項として、その申請に係る工事の計画が大光基準に適合して いることを記載してしたものほかに、安全管理であるとか、作業管理です ね、についても、
0:46:27	混在して記載されていますんで、これがですね我々も今審査をこの工事の計 画について審査をするときに、そのどういう考え方で整理して記載されてい るのかと。

0:46:44	記載しているのかということ、その町説明をするようにしてください。それから認可を受けようとする工事の計画が技術基準に適合していることについて記載したものについては、
0:47:00	申請対象施設の工事の計画として記載したものと、それから、今回の工事の計画には該当しないんだけど、一般的な工事の計画を記載したもの。
0:47:13	等ですねそれぞれその具体的に例えばその補助見だしをつけて順序を入れ替えるとか、全くもしくは今のままにするなら、ちょっと色分けしてマーカースするなどして御説明をするようにしてください。
0:47:29	それについては後日ですね、書面で回答するようにしてください。
0:47:37	それと工事の計画について、もう1点あるんですけど、
0:47:42	今回ですね、管理区域第一種の管理区域内で撤去する設備機器があるんですが、その撤去物を言うか、表面を修復したり塗装等の工事を
0:47:58	それをどういうふうに計画して、技術基準の適合性を確認するための検査をどのように行うのかということ、その申請書を確認したんですけど、記載がなかったんで、それをどういうふうに
0:48:14	工事の進めるのかということについては申請書に記載してその適合性を添付の説明書で説明をするようにしてください。
0:48:25	以上3点については後日書面で回答してくださいで申請を今の最後の点については申請書に記載がない場合は、その申請書に記載するようにしてください。
0:48:40	以上になります、はいと事業者のほうから確認事項なり説明あればお願いします。原子燃料工業のフジワラでございます。先ほど最後の点でございますが、まず今回の申請といたしましてはですね別紙といえますか
0:48:58	申請書の冒頭の別紙2-3ページからですね、申請の内容が書いておまして、設備。
0:49:08	としてですね、まあ管理区域内の撤去というのがですねなくてすべて改造等という改造もしくは変更なしというのが今回設工認の区分でなっております。今回のすべての新規制の1例もそうですけれども、充填からですね。
0:49:28	撤去後の確認とかそういったものはですねまず設備全体が撤去される状態。
0:49:35	対象としておましてそういう場合は工事等に記載しております。当然こういういろいろ工事した過程ではですね、普通の改造にしろ、増設何してもですね。そういった
0:49:51	多少の床がですね傷がついたりというのがございますが、そういったものはですね、通常の保守、保守の中ですね
0:50:02	保安規定に基づいて通常修復したりという形にしてございまして、検査の対象にはしていないというところがございます。以上です。

0:50:17	はい、原子力規制庁の永井です。先ほどおっしゃったように申請に係る撤去という明確な記載について言えば、今回の第2廃棄物貯蔵等の撤去って、
0:50:33	いろんな設備といってもエリアがあるようなものは第二種管理区域Eですので、今の御説明でわかるんですけど、例えば具体的に確認したいのは、二つが数設備ですね申請書でいうと、
0:50:51	900
0:50:52	が397ページの
0:50:58	そうですね。
0:51:00	脱ガス設備のはこれが燃料棒とすいません、間違えました間違えましたってどこでチャンバを通じんですね、397ページの真空加熱炉部a脱ガス設備の何倍女子真空加熱炉部の
0:51:17	チャンバ2系統の撤去はあります。そう撤去したところはですね、次のページの
0:51:27	この工事の内容にも書いてあるんですけど。
0:51:32	ごめんなさいえっと次のページの399ページの表を海の5-1で別表2です、耐震補強の項目で上から四つ五つ目に、アンカボルトの撤去ということで、
0:51:51	アンカーボルトが1位、ここに書いてある箇所数ですね、例えば撤去もあります。この脱ガス設備は第二種管理区域も設置されているものですので、人今の御説明だと。
0:52:08	第1種管理区域の工事として撤去はわかるんですけどその後の後始末というか撤去等の工事については、そのどこに記載があるかっていうことは、
0:52:26	ちょっと記載が見当たらないので、確認させていただいてるんですけど、これはどう、これも保守管理でっていうのはちょっと乱暴すぎるんじゃないかと思うんですが、
0:52:38	いかがでしょうか。
0:52:47	少々お待ちいただけますでしょうか。
0:52:56	原燃工のオノでございます。
0:52:58	この別表のほうのチャンバ2系統の設計のほうなんですけれども、まずチャンバの結果自体はチャンバ自体ががたい上に設置されていますので、チャンバの撤去後としては、特に床面に何か影響があるというものではございません。
0:53:14	こちらの表の中で、アンカーボルトの撤去と書いてございますのは、アンカーボルトを内直すということで、既存のものを撤去して新しいアンカーを打つということで撤去ということでございます。こちらのほうは設備そのものの撤去というわけではございませんので、先ほどフジワラから申しました通り、

0:53:33	そのあと工事中についた撤去以外のものの傷等も含めまして、保守の中で対応するというので整理をしてございます。以上です。原子力規制庁ナガイです。よくわかりました。そうすると、実際のもの、ものといいますかね真空加熱炉部。
0:53:53	の方は高台にあるので、床面には接していないかなということで、
0:54:02	撤去というのはアンカーボルトの内科医であるということで、
0:54:07	理解しましたので、そうするとですね最終的に今これ1例で確認したんですけど、その他の設備であるとかも含めて、おそらくこの第1種管理区域内に設置されている機器でそのアンカーボルトを含めたその設備の単価ボルト含めたっていうか、床カーの
0:54:27	V撤去するところはほかには
0:54:32	何かそういう計画工事の結構上は行わないということでよろしいですか。
0:54:40	原燃工のオノでございます。他の設備でも今この脱ガス炉アンカーボルト撤去して新しいものにつけかえるというものを申しましたけども、他の設備でも同様なものはございまして、それも同様の対応ということでございます。位置の規制庁オザワナガイです。わかりました。
0:54:59	それから、そういうことで工事の計画には記載していないということであれば、理解しましたので、その旨ですね、書面で回答していただければと思います。
0:55:13	私からの確認は以上になります。
0:55:16	これ、
0:55:22	規制庁タナベです。ほか規制庁側からコメントございますでしょうか。
0:55:30	一応、少々お待ちください規制庁オザワです。よろしいですか。
0:55:37	すいませんちょっとこちら検査側からコメントあるんで先によろしいでしょうか。はいどうぞ。はい。
0:55:44	はい。
0:55:45	規制庁ハヤカワですけれども、ですね。
0:55:50	難燃性ケーブルの件についてちょっと確認だけさせていただきます。回答後で書面で結構です。難燃性ケーブルとして使用電圧が龔100600Vを超えるケーブルについては、
0:56:05	以上の難燃性ケーブルを使うということが資料の中に記載されております。今回4次で初めて難燃性ケーブルの話が出てきたと思うんですけれども、許可で
0:56:21	うたってる難燃性ケーブルの範囲と、今回4次で上がってる範囲ですべてクローズするのか。

0:56:31	どうかという話とあと、その材料の確認なんですけれども、どういう形で検査をやるのかということが後を今の検査の項目とか方法の中で見えてないので、それについて後日説明をお願いいたします。
0:56:55	決め込んでございます承知いたしました後日回答いたします。
0:57:04	原子力規制庁ナガイです。今ハヤカワのほうから確認させている件なんですけど、申請範囲についてのちょっと追加の確認したいんですが、今配管の方からあった。
0:57:21	その許可の範囲に対して今回、
0:57:24	そのケーブルをどの程度と言えがいいんですかね、申請していて、まず申請範囲がどれぐらいあるのかちょっと一言コメントいただけますでしょうか。
0:57:41	少々お待ちいただけますでしょうか。
0:57:46	はい。
0:57:46	原子燃料工業のイノウエでございます。申請範囲は第2加工棟の中のケーブルということでございまして、許可で記載しております。電圧の高いケーブルというのが600V以上のケーブルということで、
0:58:03	それにつきまして、
0:58:06	難燃性ケーブルを使用することにしてございます。以上でございます。原子力規制庁ナガイです。そうすると範囲というのは今第2加工棟の仕様表を見ているんですけれども、今回の申請範囲に
0:58:24	含めて、
0:58:25	申請されているということでしょうか次回以降になってるんでしょうか。
0:58:32	原子燃料工業のイノウエでございます。ケーブルは今回の申請範囲でございます。わかりました。そうするとその主要についてさっき今コメントのあった、
0:58:47	検査でどういう確認をするとかかですね、それからこれこれは工事がなくてももと難燃性ケーブルなのかもしれませんけれども、その辺も踏まえて、まず回答いただいて、
0:59:03	必要があると思いますので申請範囲に含めているのであれば、速やかな対応をするようにしてください。
0:59:13	原子燃料工業でございます。承知いたしました。
0:59:21	原子力規制庁ナガイです。すいません私からの追加の確認以上です。
0:59:29	規制庁タナベです規制庁側は問題ございませんねとオザワさんすいません話を遮ってしまいましたがコメントあればよろしく願いいたします。
0:59:51	これは原子燃料工業でございます。申し訳ございません。ただいまの御質問いただいた事項につきまして少々お待ちいただいてもよろしいでしょうか。

1:00:02	佐賀市はその間に私の方から各確認というかさせていただきます。よろしいですか。
1:00:11	はい、よろしくお願いします。先ほどナガイの方からあった工事の計画で説明資料作成する際にですね、各施設ごとに工事の計画の記載されてますけれども、各施設で作成者が違うのか。
1:00:30	同じ内容なのに記載ぶりがまず違っていたりとかですね、よくよく見ると内容も若干違っていたりっていうのがきちんと内容精査されて違っているのか、実はそうじゃなくて、間違っしてしまっているのかっていうところが、
1:00:45	多々見受けられます。特に一般事項の記載のところですね、そういう観点もきちんと未見た上確認した上で説明資料をで説明するようにしてください。
1:01:03	今後どういう状況で作成されているかわかりませんが、各担当がつくってきて、
1:01:12	各担当がつくってくればそれぞれの高浜の記載になってしまうっていうところをきちんと取りまとめ者がまとめて管理できているのかっていうところが、は非常に疑問を持って今回
1:01:28	一方なんていうんですか並べてみるとですね、そういう監事が設けているので、きちんと管理する者とかですね、あと同様の記載であればベースというものをきちんと作った上で展開していくとかですねいろいろ考えられてさ。
1:01:48	エンシュウの5次のときは臨ま臨んでいただかないとこういう状況だと思われないですよっていうのを感じましたので、そういう関係でもきちんと見ていただければと思います。よろしくお願いします。
1:02:05	原子燃料工業フジワラでございます。ちょっと、ただいまの点ですね少しご説明させていただきますと、一応、
1:02:15	今回のですね当設備で申請できますと、整形等廃棄物が建物がございませ。その他は設備になってございまして、建物物価入っている項目と若干設備だけのところは記載が変わっております。
1:02:31	基本はそれで設備だけとそういうで分けた形になってございまして若干差異があるということになっております。
1:02:40	あとは、基本的には工事の方法をすべて各ここにつくるというより、一応共通で作っている状況でございます。以上です。
1:02:56	規制庁オザワです。御説明わかりましたんで、私整形と被覆比較しましたけれども、細かく言えばいろいろ交差部があるのがきちんと把握した上で、多分あるということであれば、結構です。
1:03:15	そういうところをきちんと確認してくださいということですね。以上です。
1:03:23	原子燃料工業フジワラで承知しました。
1:03:32	はい。

1:03:33	。
1:03:34	また、
1:03:37	。
1:03:39	ですね旅行業でございますので少々お待ちいただけますでしょうか。
1:03:51	原子燃料工業のイノウエでございます。keVの件の補足でございます。
1:03:55	4次申請でケーブルが建物に関するケーブルを入れております。ただ検査につきましては、5次ですべてほかの含めてすべて検査するというので考えております。
1:04:17	CAPEの検索がございますけど、加工施設の性能検査等で最後にすべて行うということで考えてございます。以上でございます。すみません規制庁タナベですけれどもそれはそれがわかるように4次設工認の申請書に記載されておりますでしょうか。されてるのであればちょっとどこに書かれているかを教えていただけませんかでしょうか。
1:04:44	原子燃料工業でございます。少々お待ちくださいませいただけますでしょうか。
1:04:55	原燃工のオノでございます。ケーブルの検査を最後の性能確認であるということまでは4次の設工認の中で明記はしてございません。それは4次に限らず、1次からずっと最後の性能確認試験というところは、性能確認をするというところのみを
1:05:13	各検査の最後の工程のところに書いてございまして、具体的に何をやるかというところは5次の中で明記するという形で現状そのケーブルについても、第2加工棟の中に含まれるケーブルがございますし、ほかにも焼結炉のケーブルに関しましては5次で登場しますので、そういったケーブル類含めて5次の中で検査をするということを
1:05:33	計画してございます。以上です。
1:05:42	はい。原子力規制庁ナガイです。
1:05:46	皆さんいろいろ事業でナガイさせてちょっとハヤカワさんからひとつどうぞはいすいませんでした。
1:05:53	規制庁ハヤカワですけれども、今のお話を聞くと、4次に今回出てきた仕様表に出てきた以外に1次から3次は、まず入っているのかどうか。
1:06:08	それをちょっと教えてください。
1:06:12	原子燃料工業でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。
1:06:24	原燃工のオノでございます。1次から3次に関しましては、高圧ケーブルに該当するものはございませんので4次と5次で登場する形となります。以上です。
1:06:36	規制庁ハヤカワです。わかりますのであれば、今4次で出てきたことに対して、やはり5次の中で確認するという話をやっぱりうたってもらわないとおかしくなると思うんですね。あと、

1:06:51	今回4次と5次で焼結炉が出てくるという話があるんで、その中で、
1:06:59	性能検査でケーブルを確認するというのはちょっとおかしい話で、設備としてやっぱり確認するというのが検査の中身だと思うので、その辺も含めて
1:07:16	調整をお願いしたいと思います。
1:07:22	原子燃料工業でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。
1:07:31	原燃工でございます。その辺の調整対応も含めまして、検討の上、書面で回答させていただきます。以上です。
1:07:40	。
1:07:41	規制庁ハヤカワですけれども、よろしく願いいたします。
1:07:44	原子力規制庁ナガイですね今のケーブルの件は事業者としていろんな考え方があるんでしょけれども、まず設計上どうしてるか要請こういう難燃性ケーブルでこういう仕様でっていうのが、
1:08:03	決まってくるはずなので、まず
1:08:08	認可を受けなければいけない最終までの状況、状況というかな、あの設計仕様を
1:08:16	いつもお伝えしてるんですけど最後どう、どう最終的にどこまでが認可事項になるかっていうのをまず考えていただいて、その時に参考になるのが、その位置・構造強度を機能性の
1:08:32	その他許可で求める塩、これは認可を受けていただく事項として記載していただくということです。そして少なくとも認可を受けようとするときには、あの位置・構造強度を
1:08:49	このケーブルの場合ですと、機械的な強度というよりは、熱的なものとかもしくは火災に対する影響度であるとかあとは
1:09:02	それをケーブルはドド位置具体的な位置っていうのは難しいかもしれませんがどここの部屋のどういうところにあるかっていうのは少なくともわかるように設計していただいている状況が必要になってきますので、ただ一般ケーブルとすれば別に市場では、
1:09:20	言わなくてもそのケーブルルートを対象にすればいいということはわかると思いますが、それを検査でセットで保証するようにしてください。ただ工事だけやりたいからやって検査は後回しでこれは地下も。
1:09:37	覆うケーブルの使用であるとかそういうのも何か性能性能に含めて次回鋭意5次で進出申請しますと検査しますっていうのはやめてください。もしも検査をしないのであれば、
1:09:54	もうその申請自体を5次で申請するようにしてください。増点も踏まえてよく社内で検討するようにしてください。以上です。
1:10:06	原燃工のオノでございます。承知いたしました。

1:10:09	はい。
1:10:13	はい、原子力規制庁ナガイです。今のケーブルの例なんですけど、ほかにもう今みたいな考え方でとりあえず工事だけやって検査は後回しというようなのが、
1:10:28	あるのかないのか、今回の申請範囲について全部確認して、あわせて回答してください。その際に、もし工事だけやって検査を後回しというのであれば、工事自体の申請を次回申請するようにしてください。
1:10:46	以上です。
1:10:50	原燃工のオノでございます承知いたしました。ただ、現状のケーブル以外に4次の工事を5次で検査というふうに想定しているものはございませんのでもう1人ときます。以上です。
1:11:04	はい。
1:11:06	原子力規制庁ナガイですわかりました後日書面で回答してください。
1:11:17	規制庁タナベでございます。一応こちらで準備した確認事項は以上となりますが、ほか、規制庁側から確認事項ございますでしょうか。
1:11:29	ナガイさんほかございますか。はい。原子力規制庁ナガイです。うまい用地鎮静というよりはすでに申請されている5次申請の関連で1点ですね、伝えしますんで。
1:11:45	今日も幾つか事実確認ありましたけれども、
1:11:49	これからすでに先日、大分前になりますますが審査会合で、5次申請については、まず4次申請を確定してから
1:12:06	ですね、それを踏まえて5次申請のほうもまず、補正申請をしていただくということで、それから5次の方も審査入りますので、大分4次の申請のほうも、設計が固まってきてますので今のケーブルなんかもそうなんですけど、
1:12:24	4次をきちんとして5次申請のほうも補正の準備をされてることとは思いますが、けれども、これまでのコメントもよく反映しつつですね、設計の取り合いもありますので、
1:12:41	まずとにかく5次の申請の方を確実に
1:12:47	進めていただくということで、5次の申請についてはそのような形で
1:12:58	補正のほうを準備するようにしてください。以上です。
1:13:04	原燃工でございます。承知いたしました。
1:13:11	規制庁タナベです。ほかオザワさん何かございますか。 規制庁オザワですけれども、今ナガイが言ったの件ですね、次は最終

1:13:25	5次設工認で最終の審査申請の確認になりますんで、最終の時にですね、どのようなプラスアルファで確認しなければいけない事項っていうのがありますので、
1:13:40	それは我々の(公開されている)審査書に書かれてる内容をよくよく確認した上でですね、どういう確認をしたのかっていうのを先行の三菱の例を参考にしてですね、きちんと精査して中身を確認した上で準備するようにしてください。
1:13:58	それらを踏まえて、まずそれが補正何回かある中でのですね最初の断面に出せないかもしれないかもしれませんけれども、それらを踏まえた上できちんとその補正なりっていうところもですね。
1:14:15	作業していただかないと、最終のところでもた追加で確認しなければいけないっていうところが出てきますんで時間がかかってしまいますので、そういうところも踏まえてですね準備をするようにしてください。
1:14:30	この点、三菱のほう、先行した三菱も時間かかっておりますので、よくよく確認してわかんなければですね質問をするなりしてですね、作業進めてください。以上です。
1:14:46	原子燃料工業フジワラでございます。ただいまの御指摘事項承知いたしまして、次の第5次の設工認に適切に反映したいと思います。よろしく願います。
1:15:03	規制庁タナベです。他でございますでしょうか。ヨシムラさんほか耐震関係特にございませんでしょうか。
1:15:19	はい。特にありません。ありがとうございます。アリタさん特にございませんでしょうか。
1:15:31	特にないですよ、私の方からも、
1:15:34	ありがとうございます。規制庁本庁側は特にございませんでしょうか。 はい、本庁側も特にございません。なので、本日準備した確認事項については以上となりますので、これにて本日の面談を終了させていただきます。本日はお疲れ様でした。
1:15:52	ありがとうございました。